

島根県水産試験場刊行物発刊要綱

(昭和56年3月 制定)
(昭和57年7月一部改正)

1. 事業報告書 (島根県水産試験場事業報告 BULLETIN OF SHIMANE PREFECTURAL FISHERIES EXPERIMENTAL STATION)

- (1) 原則として事業年度終了後一年以内に刊行する。
- (2) 事業年度に実施した全事業(県単, 国補, 委託)の遂行結果を収録する。
- (3) 報告書の構成は下記のとおりとする。
 - I 組織・機構の部……………人員配置, 担当事業, 予算など
 - II 事業実施概要の部……………全事業の経過概要
 - III 調査試験報告の部……………報告書としてまとめたもの
 - IV 調査資料の部……………基礎資料の収録
 - V 既刊研究業績の部……………事業年度における業績の目録
- (4) 原稿は毎年度 1月末日までにとりまとめる。
- (5) 原稿の校閲および編集は編集委員によって行う。
- (6) 編集委員は科長, 分場長とする(59年7月改正)

2. 研究報告書 (島根県水産試験場事業報告 REPORT OF SHIMANE PREFECTURAL FISHERIES EXPERIMENTAL STATION)

- (1) 刊行は不定期とする。
- (2) 事業遂行の過程において得た成果・知見について, 学問的視点から解析した報告を対象とする。
- (3) 投稿は随意とし, 原稿は担当科長・分場長の校閲を受ける。
- (4) 学術誌等で発表した報告は抄録とする。
- (5) 原稿の審査および編集は, 事業報告編集委員が兼ねて行う。

3. 事業別報告書

- (1) 刊行に当っては, 事前に事業報告編集委員に報告し, 刊行物として登録する。
- (2) 報告書の表紙右上部に登録番号をつける。
- (3) 余部を図書室に保管する。
- (4) 事業報告書への再録は原則として抄録とするが, 基礎資料については全資料の再録を認める。

編 集 委 員

大 島 展 志 ・ 服 部 守 男 ・ 鈴 本 博 也

高 橋 伊 武 ・ 岩 本 宗 昭 ・ 安 達 二 朗

昭和61年 8 月 20 日印刷 昭和61年 8 月 31 日発行

発 行 者 島 根 県 水 産 試 験 場
〒 697 島 根 県 浜 田 市 瀬 戸 ヶ 島 町 25-1
電 話 浜 田 (08552) 2-1720 (代)

印 刷 所 弘 文 タ イ プ 印 刷 所
住 所 浜 田 市 片 庭 町 254 (合 庁 横)